

おいらせ町公用車広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、おいらせ町が所有する車両（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載できる者の資格)

第2条 公用車に広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) おいらせ町暴力団排除措置要綱(平成24年おいらせ町告示第94号)第2条第8号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条に規定する営業を行う者
- (5) 町に納付すべき町税又は保険料等を現に滞納している者
- (6) 町内に事業所、営業所又は取扱店等を有しない者
- (7) その他広告を掲載できる者として適当でないと町長が認める者

(広告の掲載基準)

第3条 公用車に掲載することができる広告は、次に定める各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの

- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (7) 法第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (8) 車両運行の支障になるもの
 - (9) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、公用車に掲載する広告として適当でない町長が認めるもの
- (広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置及び広告掲載料については、別表のとおり定めるものとする。

- 2 広告の掲載期間は四半期単位とする。
 - 3 広告の掲載により、当該公用車の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。
- (広告の募集方法等)

第5条 公用車への広告の掲載を希望する者の募集は、広報おいらせ及びおいらせ町ホームページ等に掲載して行うものとする。

- 2 公用車の種類及び募集する枠数などは、募集する際に明記するものとする。
- (広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載の申し込みをする者は、次の各号に掲げる書類を別に定める提出期限までに町長に提出しなければならない。

- (1) 公用車広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 広告掲載者の要件に関する申立書兼同意書（様式第2号）
- (3) 広告掲載見本
- (4) 企業概要がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条に掲げる書類を受理したときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、公用車広告掲載（変更）可否決定通知書（様式第

3号)によりその結果を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、この告示の規定に適合していることを確認するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を掲載開始の5日前(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)まで一括納付しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなくなったときは、当該掲載することができない期間に応じ、既納の広告掲載料を還付するものとする。

(広告の作成等)

第10条 広告の作成、掲載並びに撤去に係る一切の責任及び費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告の掲載方法は、マグネットシートによるものとし、車体塗装は行わないものとする。

3 前項のマグネットシートは、広告掲載期間中における車体からの剥離が発生しない材質としなければならない。広告撤去に際しても車体塗装の剥離、損傷が発生しない材質としなければならない。

4 広告主は、広告の掲載並びに撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障を来さないよう町と日程等を調整するものとする。

5 広告の掲載並びに撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するもの

とする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載決定の取り消し)

第12条 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納付しなかったとき
- (2) 広告主が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき
- (3) 公用車広告掲載に関し必要な指示に従わないとき
- (4) 広告主が広告主の責めに帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、広告掲載上支障があると認められるとき

2 前項の規定により、町長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、町に損害が生じたときは、広告主は町に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、町長と広告主とが協議し定める。

(掲載広告の変更等)

第13条 広告主は、広告内容等の変更、広告掲載の取り下げをすることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告内容等の変更、広告掲載の取り下げをしようとするときは、変更しようとする日の10日前までに公用車広告掲載変更等申出書(様式第4号)及び変更後の広告掲載見本を町長に提出し、その承認を得なければならない。

3 町長は、前項に掲げる書類を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、公用車広告掲載(変更)可否決定通知書(様式第3号)によりその結果を通知するものとする。

(掲載広告の修復)

第14条 広告掲載期間中において掲載広告に破損又は経年による劣化等が生じた場合は、広告主が原状回復するものとする。ただし、町の責めに帰する事由により掲載広告に破損等が生じた場合は、町が原状回復するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月20日から施行する。

別表（第4条関係）

広告規格	掲載位置	広告掲載料
縦297ミリ以内 横420ミリ以内	両側の後部座席ドア	1枠あたり月額 10,000円